

臨時報告書

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6220
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 須崎 裕 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6220
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 須崎 裕 一
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市西区牛島町6番1号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目2番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額8,480,007,830円

ハ 効力発生日

平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 従来商号の英文表記を定めていなかったものを現行定款第1条に新たに規定するものです。

ロ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、平成27年5月1日施行。以下、「改正法」といいます。）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第33条及び第43条に所要の変更を行うものです。また、第33条と第43条の記載を揃えるため、第33条但書の読点一つを削除するものです。

ハ 現行定款第36条第3項において、改正法により項番号が変更となるものです。

第3号議案 取締役13名選任の件

工藤泰三、内藤忠顕、田澤直哉、水島健二、長澤仁志、力石晃一、左光真啓、丸山英聡、大鹿仁史、小笠原和夫、岡本行夫、翁百合及び吉田芳之の13氏を取締役に選任するものです。

第4号議案 監査役2名選任の件

和崎揚子氏及び三田敏雄氏を監査役に選任するものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

松井道夫氏を補欠監査役に選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案 剰余金の処分の件	1,198,580	12,397	1,534	可決 98.12%
第2号議案 定款一部変更の件	1,205,739	5,240	1,534	可決 98.71%
第3号議案 取締役13名選任の件				
工藤 泰三	1,087,086	123,870	1,534	可決 88.99%
内藤 忠顕	1,135,800	75,158	1,534	可決 92.98%
田澤 直哉	1,096,370	114,587	1,534	可決 89.75%
水島 健二	1,096,401	114,556	1,534	可決 89.76%
長澤 仁志	1,096,375	114,582	1,534	可決 89.75%
力石 晃一	1,099,177	111,780	1,534	可決 89.98%
左光 真啓	1,153,905	57,052	1,534	可決 94.46%
丸山 英聡	1,153,904	57,053	1,534	可決 94.46%
大鹿 仁史	1,153,881	57,076	1,534	可決 94.46%
小笠原和夫	1,153,907	57,050	1,534	可決 94.46%
岡本 行夫	1,150,220	60,739	1,534	可決 94.16%
翁 百合	1,132,929	78,030	1,534	可決 92.75%
吉田 芳之	1,156,796	54,161	1,534	可決 94.70%
第4号議案 監査役2名選任の件				
和崎 揚子	1,141,008	69,957	1,534	可決 93.41%
三田 敏雄	891,950	319,014	1,534	可決 73.02%
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				
松井 道夫	947,360	263,601	1,534	可決 77.56%

(注) 1. 各議案の可決要件は以下のとおりです。

第1号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 上記の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否等に関して確認できたものの数（以下「集計対象議決権」といいます。）について集計したものです。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

集計対象議決権の集計のみにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したためです。

以 上